

ID: 145

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	村田町介護保険条例 第22条第1項		
例規番号	平成12年条例第11号		
【基準】			
第22条及び村田町介護保険条例施行規則第5条の規定による。 (保険料の減免)			
第22条 町長は、保険料の納付義務者が前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、その程度が甚大であり、かつ、その者から保険料の全部又は一部を徴収することが適当でないと認められるときは、当該保険料の納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。			
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前14日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これを町長に提出しなければならない。ただし、個人番号を利用する場合は、この限りでない。			
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所			
(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月			
(3) 減免を必要とする理由			
3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、当該保険料の減免の事由が消滅したときは、直ちにその旨を町長に届け出なければならない。			
(保険料の減免)			
第5条 条例第22条に規定する保険料の減免の取扱いについては別表に定めるものとする。			
2 町長は、条例第22条第2項の規定により介護保険料減免申請書(様式第5号)を受理したときは、実態調査その他の方法により申請内容を審査の上、減免処分の可否を決定し、介護保険料減免決定通知書(様式第6号)により通知する。			
3 町長は、減免を受けた者が、その減免を必要とする事由がなくなったと認められるときは、介護保険料減免取消通知書(様式第7号)を通知する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日